ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入推進支援業務仕様書

１　業務名称

ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入推進支援業務

２　適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下、「発注者」という。）が委託事業者（以下、「受注者」という。）に委託して実施する「ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入推進支援業務」（以下、「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

３　業務目的

奈良県ＰＰＰ／ＰＦＩ地域プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）の運営にあたり、関係機関が参加する官民連携に係るセミナーや、県及び県内市町村等が検討する官民連携事業に関するサウンディング等の効果的な実施のため、企画・運営の支援を行う。

４　業務履行期間

契約締結の日から令和８年３月２３日まで

５　業務内容

（１）プラットフォームの企画・運営支援

①プラットフォームの目的を達成するためのセミナー及びサウンディング（２回)、実践講座（１回）等の企画内容の検討を支援すること。

セミナー及びサウンディングの内容は、自治体職員や民間事業者のＰＰＰ／ＰＦＩの知識習得を目的にした講演やパネルディスカッション、新規案件の情報発信や官民対話の場、民間事業者同士の交流の場のいずれか又は複数を含むことを想定している。また、実践講座については、民間事業者の事業参入促進を目的として、より実践的・専門的な内容とすることを想定している。

開催時期：セミナー及びサウンディング（８月及び１０月)、実践講座（１２月）

※開催回数、時期は変更になる可能性がある。

※セミナーについては対面とＷＥＢのハイブリッド開催を想定している。

②セミナー等での会場レイアウト、人員配置等のオペレーションの検討を支援するとともに、受付や司会進行、講師（制度や事例紹介）の手配、官民対話の事前調整や当日のファシリテーションなど、運営面で協力すること。(講師等の謝金や交通費の負担、セミナー等への参加登録フォーム及び参加者向けアンケートフォームの作成・運営、ＷＥＢ開催に必要となる機材の用意を含む。)

③プラットフォームの企画に関する情報発信が効果的なものとなるよう、フライヤーを作成すること。フライヤーは企画開催日の２ヶ月前を目処に、電子データの他、印刷したものを指定部数（1,000 部程度を想定）準備すること。

④プラットフォームの活用促進等、県庁内での機運醸成に向けた資料作成等に協力すること。

⑤月１～２回、１時間程度の打合せ（ＷＥＢ開催可）を行うこと。打合せの資料及び議事概要は受託者が作成すること。

⑥セミナー及びサウンディング、実践講座等の開催状況やアンケート結果等を踏まえ、今後の課題と対応策、翌年度以降のプラットフォームの活動方針について提案すること。

（２）報告書の作成

本業務で行った支援内容及び支援結果を取りまとめ、報告書を作成すること。

６　成果品の作成及び提出

業務完了後、以下の成果品を電子データで提出すること。なお、電子データは、原則としてMicrosoft Office（Word、Excel、PowerPoint）で参照及び編集できる形式とすること。

また、本業務の成果品については、発注者の検査を受けた後、納品するものとする。

（１）報告書

（２）打合せの資料及び議事概要

（３）セミナー及びサウンディング、実践講座等の実施記録（写真、動画、質疑概要等）

７　成果品の納品場所

奈良市登大路町30番地　奈良県本庁舎１階

奈良県総務部ファシリティマネジメント室ファシリティマネジメント係

８　著作権

本業務により作成された成果物の著作権については、契約の中で別途受注者から発注者へ譲渡する旨を定めるものとする。

９　公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

（１）奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

（２）本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア　最低賃金法第４条第１項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第１１条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ　健康保険法第４８条の規定による被保険者（同法第３条第４項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ　厚生年金保険法第２７条の規定による被保険者（同条に規定する７０歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ　雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者について、同法第７条の規定による届出を行うこと。

オ　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第４条の２第１項の規定による届出を行うこと。

（３）本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

１０　留意事項

(1) 受注者は、本業務の実施に当たり、迅速に対応できる体制を整え、同種業務実績を有する責任者を配置し、業務実施体制および連絡体制を報告すること。

(2) 本業務の全てを第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を第三者に再委託する場合には、予め発注者と協議を行い、承認を得なければならない。

(3) 本業務の実施に当たり、著作権、肖像権、個人情報等を扱う場合は、関係法令等を遵守し、適切に対応しなければならない。

１１　その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者とが協議して決定する。